

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、大阪湾広域臨海環境整備センター定款第 49 条の規定により公告します。

入札参加者は、この「公告」のほか、「入札説明書」及び「競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行ってください。

令和 6 年 2 月 16 日

大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 服部 洋平

### 1 入札の場所及び日時

大阪湾広域臨海環境整備センター会議室  
令和 6 年 3 月 22 日（金）14 時 30 分

### 2 入札に付する事項

- (1) 件 名 神戸沖埋立処分場軽油購入
- (2) 品 名 軽油（日本工業規格 JISK2204 の軽油使用ガイドライン（近畿地域）に適合していること。）
- (3) 予定数量 283 キロリットル（うち、免税軽油 271 kℓ、課税軽油 12 kℓ）
- (4) 納入期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (5) 納入場所 神戸市東灘区向洋町地先 神戸沖埋立処分場
- (6) 納入方法 仕様書による

### 3 入札参加資格

次の(1)から(12)までのすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 年間に於いて、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する事実のない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしてい

ない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合であっても、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 入札参加申請書を提出する日から入札日までの間に、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）の入札参加指名停止を受けていないこと。

(6) センターとの契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない者（本入札の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）であること。

(7) 令和4・5年度のセンター入札参加資格審査（登録）において、「業種：物品供給等」の「種目：燃料・油脂・塗料」の「項目：燃料」で申請を行い、当該申請書の受領書の交付を受けていること。

なお、その申請をしていない者であって、この入札に参加を希望するものは、4の(3)により資格審査の申請等を行うことができる。

(8) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(9) 本入札案件に係る軽油の販売について、兵庫県において軽油引取税の免税制度に基づく免税軽油の販売取扱いが可能な者であること。

(10) 本入札での購入予定数量について元売業者等からの軽油安定供給の保証が得られる者であること。

(11) 災害発生時に通常時の油槽所基地以外の油槽所基地等が確保出来る者であること。

(12) 油槽容量24キロリットル以上の石油タンカーにより納入場所に軽油を納品することが可能な者であること。

#### 4 入札参加申請手続き

(1) この一般競争入札に参加しようとする者は、次のアからエに定めるところに従い、入札参加申請書（様式A）及び添付資料を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの確認を受けなければならない。

##### ア 入札説明書等の交付

###### a 交付方法

インターネットのセンターホームページの「入札情報」のページからダウンロードして入手することを原則とする。

【センターホームページアドレス】

<http://www.osakawan-center.or.jp/>

###### b 交付期間

令和6年2月16日（金）から同年3月22日（金）まで

イ 入札参加申請の受付期間

令和6年2月16日(金)から同年2月27日(火)まで(当日消印有効)

ウ 入札参加申請の方法

郵送(簡易書留)による。

エ 郵送先

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課 あて

(2) 入札参加決定通知書等の送付

入札参加について決定した結果を申請者に郵送する。

また、入札に参加することができる者には、入札書用紙及び委任状用紙を併せて郵送する。

(3) 令和4・5年度のセンター入札参加資格審査(登録)において、「業種：物品供給等」の「種目：燃料・油脂・塗料」の「項目：燃料」で申請を行っていない者であって、この入札に参加を希望するものは、次に従い、資格審査(登録)の手続きをすることができる。

ア 新規申請の場合

a 申請要領の配付

申請要領の配付は、上記(1)のアと同様の方法により行う。

b 申請の時期、申請の方法及び郵送先はそれぞれ上記(1)のイからエと同様とする。

c 提出書類は申請要領のとおりとする。

イ 既にセンターの入札参加資格の「業種：物品供給等」の登録手続きを行っている者であって、「種目：燃料・油脂・塗料」の「項目：燃料」を追加する場合は、センターホームページの「入札情報」のページから変更届(様式第12号)をダウンロードして必要事項を記載の上、上記(1)の申請と同時に提出すること。

なお、種目の登録において、既に5種目の登録がされている場合には、種目の追加及び入れ替えはできない。

5 契約事項を示す場所、入札参加申請書の郵送先及び問合せ先

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

大阪湾広域臨海環境整備センター財務課 電話 06-6204-1723

6 入札保証金

免除

7 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

設定しない。

8 契約保証金  
免除

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札ほか入札説明書に記載する無効に関する事項に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

11 その他

契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。